

R2年度 東京大学総長選考プロセスのイメージ(流れ図)



部局教授会構成員選出の代議員(研究科、学部、研究所等各4名ずつ)及びそれ以外の教職員選出の代議員(各部局1名)の構成する代議員会が、第1次の総長候補者10名以内(末位の得票同数者は加える)に絞り込む。

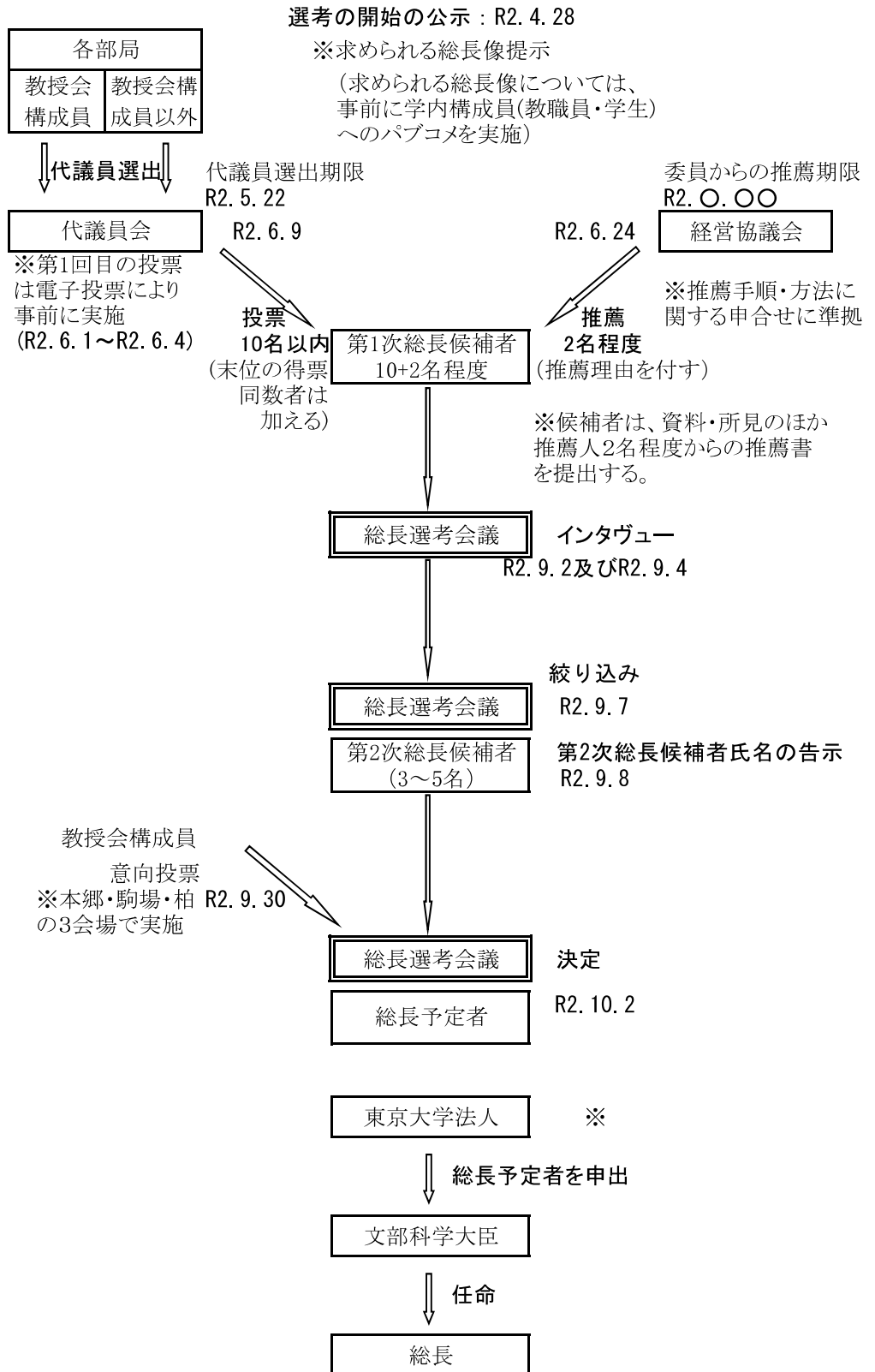
経営協議会は、2名程度の第1次の総長候補者を推薦できる。

総長選考会議は、10+2名程度の第1次総長候補者につき、面接を含めた調査により、求められる総長像に照らして第2次の総長候補者(3~5名)を絞り込む。

教授、准教授及び教授会構成員である講師による意向投票を実施。

総長選考会議は、候補者への調査及び意向投票の結果を考慮し、総長予定者を決定。

※総長予定者が解任事由に該当する場合には、総長選考会議が総長予定者の決定を取り消し。



東京大学総長選考にかかる大学院総合文化研究科及び教養学部代表  
代議員選出内規

1. 大学院総合文化研究科選出代議員（以下「代議員」という。）4名は、大学院総合文化研究科専任教員のうちから選出することとし、次の区分ごとに所属教員2名に割り当てる。なお、所属は、代議員としての職務を遂行する時点を基準とする。
  - (1) 言語情報科学専攻、超域文化科学専攻、地域文化研究専攻、国際社会科学専攻及び附属グローバル地域研究機構
  - (2) 広域科学専攻
  - (3) 前2号の区分に該当しない教員については、その教員の専門分野に応じて研究科長が適宜判断のうえ、前2号のいずれかの区分を適用する。
2. 教養学部選出代議員（以下「代議員」という。）4名は、大学院総合文化研究科、大学院数理科学研究科及び大学院情報学環所属の教養学部担当教員のうちから選出することとし、文系所属教員2名及び理系所属教員2名に割り当てる。なお、所属は、代議員としての職務を遂行する時点を基準とする。
3. 上記代議員の選出方法については、別に定める。

附 則

この内規は、平成20年7月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年6月19日から施行する。

(案)

大学院総合文化研究科及び教養学部代表代議員の選出方法  
について

令和2年4月28日 研究科長・学部長裁定

大学院総合文化研究科及び教養学部代表代議員選出内規（以下「内規」という。）  
3に基づき、大学院総合文化研究科代表代議員及び教養学部代表代議員の選出方法に  
ついて、次のとおり定める。

1. 大学院総合文化研究科選出代議員については、次の順序で、内規に定める割当数  
になるまで指名する。
  - (1) 現研究科長
  - (2) 現副研究科長
  - (3) 前研究科長
  - (4) 前副研究科長
  - (5) 前研究科長の一代前の元研究科長
  - (6) 前副研究科長の一代前の元副研究科長以下、代を遡って元研究科長、元副研究科長の順に充てる。
  
2. 教養学部選出代議員については、1に定める選出方法と同じ方法により、内規に  
定める割当数になるまで選出する。ただし、1により指名された者を除くものと  
する。
  
3. 2の選出方法を定めるにあたっては、大学院数理科学研究科長及び大学院情報学  
環長の下承を得るものとする。

(案)

## 東京大学総長選考にかかる大学院総合文化研究科及び大学院数理科学研究科における選挙資格を有する者以外の代議員の選出方法に関する内規

平成 16 年 6 月 17 日 総合文化研究科拡大教授会承認

平成 16 年 6 月 18 日 数理科学研究科教授会承認

(目的)

第 1 条 この内規は、大学院総合文化研究科及び大学院数理科学研究科における東京大学総長選考会議内規に関する了解事項東京大学総長選考会議内規（以下「内規」という。）~~第 7 条第 2 項第 1 号イ~~の規定に基づき、大学院総合文化研究科及び大学院数理科学研究科における選挙資格を有する者以外の別表 2 の区分による代議員（以下「別表 2 第 2 号代議員」という。）の選出方法を定めることを目的とする。

(別表 2 の区分による号代議員の選出)

第 2 条 別表 2 第 2 号代議員の選出は、次の各号によるものとする。

- (1) 教授会構成員以外の常勤教職員の選挙により選出する。
- (2) 選挙は単記無記名投票により行い、有効投票の最多数を得た者を別表 2 第 2 号代議員とする。
- (3) 前号において最多得票の者が 2 名以上の場合は、年長者とする。ただし、同一の場合は、くじにより決する。

(選挙管理委員会)

第 3 条 前条の選挙を実施するため、選挙管理委員会を設置する。

2 前項の選挙管理委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教授会構成員以外の教員のうちから、大学院総合文化研究科長及び大学院数理科学研究科長が指名する者 若干名
- (2) 技術職員のうちから、大学院総合文化研究科長が指名する者 若干名
- (3) 事務職員のうちから、事務部長が指名する者 若干名
- (4) その他、研究科長が指名する者 若干名

3 選挙管理委員会の委員長は、前項の委員の互選により決定する。

4 選挙管理委員会の委員長は、委員会を招集しその議長となるとともに委員会を統括する。

(欠員補充)

第 4 条 第 2 条により選出された別表 2 第 2 号代議員が、退職又は配置換等によりその資格を失った場合には、次点者を第 2 号代議員とする。

(その他)

第 5 条 本内規に定めるもののほか、この内規の実施について必要な事項は、大学院総合文化研究科長及び大学院数理科学研究科長並びに選挙管理委員会が定める。

附 則

この内規は、平成16年6月18日から施行する。

1 この内規は、令和2年5月21日から施行し、令和2年4月28日から適用する。

2 令和2年度における本内規の実施にあたっては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき令和2年4月7日に発令された緊急事態宣言を踏まえ、インターネットにより行うものとし、第2条2号の「単記無記名投票」の規定は、「単記投票」として取り扱うものとする。